

別表 [資格認定制度に関する規程：第9条第4号]

【一般社団法人日本リンパ浮腫学会 資格認定制度】

認定資格更新に係る単位表

- 認定資格更新については、必要な総単位数（5年間で25単位以上）の取得を必須条件とする。
- 認定資格更新の猶予については、「資格認定制度に関する規程（以下）」のとおりとする。
第7条（認定資格更新の猶予）
 - 海外留学や病気やその他やむを得ない理由により、学会活動への参加が不可能な状態が6箇月以上継続し、該当の5年間に認定資格更新に必要な活動ができないものは、所定様式での申請により認定資格更新を猶予することができる。
 - 認定資格更新の猶予を申請する者は、猶予期間においても学会会費を完納することとする。
- 単位取得の対象となる学術集会、セミナー受講等ならびにリンパ浮腫に関する論文掲載についての単位は、次のとおりとする。

		参加	加算単位			
			筆頭演者 (口演・ホスター)	共同演者 (口演・ホスター)	講演 講師	座長 司会
学術集会	日本リンパ浮腫学会総会	5	10	5	10	10

		講師 司会	症例提案 (採用)	受講
セミナー受講	・教育セミナー ・アドバンス研修	10	5	5

	論文		短報	
	筆頭著者 (註)	共著者	筆頭著者	共著者
リンパ浮腫に関する論文掲載 査読あり	20	10	10	5

(註) 英語論文の場合は筆頭著者に〔5単位〕加算

【改定履歴】改定：2024年3月15日（2024年度より適用）

以上